

# 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年 3月 7日

国立研究開発法人水産研究・教育機構  
水産資源研究所管理部門長 木白 俊哉

## 1. 調達内容

- (1) 調達物品及び数量 (単価契約) 液体窒素ほか 11点
- (2) 調達物品の仕様 入札説明書による。
- (3) 納入期間 自) 令和7年 4月 1日  
至) 令和8年 3月 31日
- (4) 納入場所 神奈川県横浜市金沢区福浦2-12-4  
国立研究開発法人水産研究・教育機構水産資源研究所
- (5) 入札方法 入札金額は、それぞれの金額に予定数量を乗じて算出した額を合算した金額を記載すること。また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2. 競争参加資格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程(平成13年4月1日付け13水研第65号)第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「物品の販売」の業種「燃料類」で「A」、「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。  
ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

## 3. 入札説明書等の交付方法

競争参加希望者は、以下により入札説明書等(入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等)の交付を受けること。

### ① 直接交付

神奈川県横浜市金沢区福浦2-12-4  
国立研究開発法人水産研究・教育機構  
水産資源研究所 管理部門管理課  
電話 045-788-7627  
FAX 045-788-5001

### ② 宅配便着払いによる交付

任意書式に「(単価契約)液体窒素ほか11点入札説明書宅配便にて希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

### ③ メールによる交付

任意書式に「(単価契約)液体窒素ほか11点入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

## 4. 入札説明会の日時及び場所等

仕様書等に関し質疑がある場合には、令和7年 3月 17日までに上記3.あてにメール(アドレスは入札説

明書に記載) 又はファックスにて質疑を行うこと。当日までの質疑を取りまとめ、回答は入札説明書受領者全員に對して行うとともに当機構のホームページにて公表することにより入札説明会に代える。なお、当該日以降に質疑が発生した場合も随時受け付け、同様に対応する。ただし、質疑内容に個人に関する情報であつて特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を侵害するおそれのある記述がある場合には、当該箇所を伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答することがある。

## 5. 入札の日時及び場所等

- (1) 入札の日時及び場所 令和7年 3月25日 14時00分  
神奈川県横浜市金沢区福浦2-12-4  
国立研究開発法人水産研究・教育機構  
横浜庁舎 第一会議室
- (2) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所 令和7年 3月25日 12時00分  
3. ①に同じ。

## 6. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除。
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要。
- (5) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。
- (7) 詳細は入札説明書による。

## 7. 契約に係る情報の公表

- (1) 公表の対象となる契約先  
次の①及び②いずれにも該当する契約先  
① 当機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等<sup>※注1</sup>として再就職していること  
② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること<sup>※注2</sup>
- なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。  
<sup>※注1</sup> 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えると認められる者を含む。  
<sup>※注2</sup> 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。
- (2) 公表する情報  
上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。  
① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名  
② 当機構との間の取引高  
③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨  
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上  
④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当機構に提供していただく情報  
① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び当

機構における最終職名等)

② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)

(5) その他

当機構ホームページ(契約に関する情報)に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認くださいとともに、所要情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了解願います。

## 8. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定)に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」(URL: [https://www.fra.go.jp/home/keiyaku/files/pledge\\_requestnote\\_contract2.pdf](https://www.fra.go.jp/home/keiyaku/files/pledge_requestnote_contract2.pdf))をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類(①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書)は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

## 購入仕様書

1. 品名 液体窒素ほか 11点
2. 規格 別紙規格一覧表のとおり
3. 予定数量 別紙規格一覧表のとおり
4. 納入期間 自)令和 7年 4月 1日  
至)令和 8年 3月31日
5. 納入場所 神奈川県横浜市金沢区福浦2-12-4  
国立研究開発法人水産研究・教育機構 横浜庁舎

### 6. 業務内容

#### <液体窒素>

- 1) 請負業者は、当所担当職員から納入依頼の連絡を受けた場合は、指示された内容(数量・納入場所・納入日)のとおり、確実に履行すること。当所からの納入依頼は原則として2営業日前までに連絡するものとする。ただし、至急の要請を受けた場合は担当職員と協議し、対応すること。
- 2) 充填する容量の最小単位は1Lとする。
- 3) 納入にあたっては、上記の納入指定日前に当所が所有する魔法瓶(開放容器)を回収し、充填を行った後、指定日に納入すること。
- 4) 魔法瓶の回収が行えない場合は、当所敷地内において、充填作業を行うものとする。その際は十分安全を確保すること。

#### <炭酸ガス(3.4L容器)>

- 1) 請負業者は、当所担当職員から納入依頼の連絡を受けた場合は、指示された内容(数量・納入場所・納入日)のとおり、確実に履行すること。当所からの納入依頼は原則として7営業日前までに連絡するものとする。ただし、至急の要請を受けた場合は担当職員と協議し、対応すること。
- 2) 納入にあたっては、上記の納入指定日前に当所が所有する容器を回収し、詰替を行った後、指定日に納入すること。

#### <その他の高圧ガス>

- 1) 請負業者は、当所担当職員から納入依頼の連絡を受けた場合は、指示された内容(数量・納入場所・納入日)のとおり、確実に履行すること。当所からの納入依頼は原則として7営業日前までに連絡するものとする。ただし、至急の要請を受けた場合は担当職員と協議し、対応すること。

なお、受注後製造となる高圧ガス(高純度炭酸ガス)については、原則として希望納入日の30～45営業日前に、高純度ヘリウムガスについては、原則として希望納入日の20営業日前に連絡するものとする。

原料や製造状況により、納入が遅れる場合は担当職員と協議のうえ、対応すること。

- 2) 納入にあたっては、高圧ガス容器を貸与すること。
- 3) 貸与を受けた容器に関し、善良な管理者の立場をもって、高圧ガス保安法及び労働安全衛生法等の規定に従い、責任をもって管理をし、使用上の一切の責任は当所が負うものとする。
- 4) 貸与を受けた容器について、その高圧ガス消費終了後は速やかに請負業者に返還する。
- 5) 容器の貸与期間は6ヶ月とし、残量の有無にかかわらず安全確保のためこれを請負業者に返還する。

#### 7. その他

- 1) 別紙規格一覧表の製品については、記載している仕様内容を満たしているものであれば、同等品も可とする。
- 2) 同等又は同等以上の性能を有している製品の場合は、それを証明するカタログ等を提出すること。
- 3) 詳細については担当職員の指示に従うこと。

## 規格一覧表

### 液体窒素ほか 11点

	品名	純度	グレード等	規格	予定数量	単位
1	液体窒素	純度99.999%以上	-	酸素等含有量 10ppm以下 含有水蒸気露点 -70℃以下	7990	L
2	高純度アルゴンガス	純度99.999%以上	Refine	容器:47L 充填量:14.7MPa	33	本
3	高純度水素ガス	純度99.99999%以上	G1	容器:10L 充填量:14.7MPa	1	本
4	高純度窒素ガス	純度99.99995%以上	G1	容器:47L 充填量:14.7MPa	1	本
5	高純度窒素ガス	純度99.9998%以上	G2	容器:47L 充填量:14.7MPa	1	本
6	高純度炭酸ガス	純度99.995%以上	G1	容器:47L 充填量:25kg	3	本
7	高純度酸素ガス	純度99.99995%以上	G1	容器:47L 充填量:14.7MPa	1	本
8	窒素ガス	純度99.99%以上	一般工業用	容器:47L 充填量:14.7MPa	2	本
9	酸素ガス	純度99.5%以上	一般工業用	容器:47L 充填量:14.7MPa	12	本
10	炭酸ガス	純度99.5%以上	食品添加用	容器:40L 充填量:30kg	1	本
11	炭酸ガス	純度99.5%以上	一般工業用	容器:3.4L 充填量:2.5kg	1	本
12	高純度ヘリウムガス	純度99.9999%以上	-	容器:47L 充填量:14.7MPa	13	本

※数量はあくまでも予定のため、この数量の発注を確約するものではない。